◎大藏省告示第四百七十九號

金融統制團體令第五十七條ニ於テ準用スル同令第六條第一項ノ規定ニ基キ昭和十八年十一月大藏省告示第四百七十八號ヲ以テ指定シタル者ニ對シ當該地區ニ於テ夫々日本證券取引所各有價證券市場所屬取引員ノ營ム事業（有價證券引受業並ニコール資金ノ貸借及其ノ媒介及手形ノ賣買及其ノ媒介ノ事業ヲ除ク）ノ統制組合ノ設立ヲ命ズ

前項ノ統制組合ニ付金融統制團體令施行規則第二十三條第一號乃至第三號ノ事項ヲ指定スルコト左ノ如シ

昭和十八年十一月一日　大藏大臣　賀屋興宣

一　金融事業ノ業態　日本證券取引所各有價證券市場所屬取引員ノ營ム事業（有價證券引受業並ニコール資金ノ貸借及其ノ媒介及手形ノ賣買及其ノ媒介ノ事業ヲ除ク）

二　地區

日本證券受引所東京市場所屬取引員ヲ組合員トスル統制組合ニ付テハ東京都

日本證券取引所大阪市場所屬取引員ヲ組合員トスル統制組合ニ付テハ大阪府

日本證券取引所京都市場所屬取引員ヲ組合員トスル統制組合ニ付テハ京都府

日本證券取引所橫濱市場所屬取引員ヲ組合員トスル統制組合ニ付テハ神奈川縣

日本證券取引所神戸市場所屬取引員ヲ組合員トスル統制組合ニ付テハ兵庫縣

日本證券取引所名古屋市場所屬取引員ヲ組合員トスル統制組合ニ付テハ愛知縣

日本證券取引所廣島市場所屬取引員ヲ組合員トスル統制組合ニ付テハ廣島縣

日本證券取引所福岡市場及長崎市場所屬取引員ヲ組合員トスル統制組合ニ付テハ福岡縣及長崎縣

日本證券取引所新潟市場及長岡市場所屬取引員ヲ組合員トスル統制組合ニ付テハ新潟縣

三　設立ノ認可ヲ申請スベキ期限　昭和十八年十一月十五日

◎大藏省告示第四百八十號

金融統制團體令施行規則第二十五條ニ於テ準用スル同令第三條第二項ノ規定ニ依リ昭和十八年十一月大藏省告示第四百七十九號ヲ以テ設立ヲ命ジタル日本證券取引所各有價證券市場所屬取引員ノ營ム事業（有價證券引受業並ニコール資金ノ貸借及其ノ媒介及手形ノ賣買及其ノ媒介ノ事業ヲ除ク）ノ統制組合ノ設立委員左ノ通命ジタリ

昭和十八年十一月一日　大藏大臣　賀屋興宣

東京都ヲ地區トスル統制組合ノ設立委員

德田證券株式會社取締役社長德田昂平　東京都日本橋區兜町二丁目二十番地

內田茂吉　東京都日本橋區兜町一丁目一番地

山一證券株式會社取締役社長木下茂　東京都日本橋區兜町一丁目三番地

成瀨省一　東京都日本橋區兜町一丁目一番地

河上弘一　東京都大森區久ヶ原町五百六十二番地

株式會社山叶商會取締役社長太田圭助　東京都日本橋區江戸橋一丁目七番地ノ一

川島屋證券株式會社取締役社長遠山元一　東京都日本橋區兜町一丁目五番地

株式會社藍澤商店取締役社長藍澤彌八　東京都日本橋區江戸橋一丁目五番地

大阪府ヲ地區トスル統制組合ノ設立委員

細宇榮　大阪市東區北濱二丁目六十八番地

不破福造　大阪市東區今橋二丁目四十二番地

川田儀一　大阪市阿倍野區旭町二丁目六十番地

大阪商事株式會社取締役社長溝口庄太郎　大阪市東區高麗橋三丁目七番地

株式會社伊藤商店取締役社長伊藤銀三　大阪市東區今橋二丁目三十六番地

富和靖介　大阪市東區北濱二丁目十八番地

株式會社今川商店取締役社長今川宗三　大阪市東區今橋二丁目二十四番地

京都府ヲ地區トスル統制組合ノ設立委員

綠田嘉三　京都市中京區烏丸通四條上ル笋町六百九十一番地

中村重三　京都市中京區東洞院通錦小路下ル阪東屋町六百五十七番地

祝部鼎二　京都市中京區御池通高倉西入高宮町二百十一番地

六鹿淸治　京都市中京區烏丸通三條上ル場之町六百八番地

神奈川縣ヲ地區トスル統制組合ノ設立委員

小島周次郎　橫濱市中區南仲通四丁目四十番地

奧澤許四郎　橫濱市中區住吉町一丁目六番地

神榮實業株式會社常務取締役小菅忠藏　橫濱市中區本町三丁目十三番地

兵庫縣ヲ地區トスル統制組合ノ設立委員

株式會社藤忠商店取締役社長藤井忠兵衞　神戸市神戸區播磨町四十九番地ノ甲

小川良夫　神戸市須磨區山下町二丁目七番地

長谷川竹次郎　神戸市葺合區中尾町三十九番地

西岡幸治　神戸市葺合區瀧池通六丁目五番屋敷

愛知縣ヲ地區トスル統制組合ノ設立委員

河瀨文一　名古屋市中區榮町五丁目九番地

村瀨研二郎　名古屋市中區南伊勢町一丁目八番地

大須賀源次郎　名古屋市熱田區金山町一丁目七番地

夏目直一　名古屋市昭和區櫻井町二丁目二十八番地

後藤新十郎　名古屋市中區住吉町一丁目十一番地

廣島縣ヲ地區トスル統制組合ノ設立委員

米田榮次郎　廣島市銀山町十一番地

鎌田良吉　廣島市富士見町十五番地

長尾精　廣島市山口町十八番地

野島健吾　廣島縣安藝郡矢野町千三百五十二番地

福岡縣及長崎縣ヲ地區トスル統制組合ノ設立委員

平野貞一　福岡市警固沖田町十五番地

小西友次郎　福岡縣筑紫郡那珂町大字麥野四百十二番地

小山八藏　福岡市新大工町二十番地

大博證券株式會社專務取締役倉成敬二郎　福岡市天神町五十五番地

松尾馬之助　長崎市稻佐町一丁目六十六番地

新潟縣ヲ地區トスル統制組合ノ設立委員

大塚佐吉　新潟市上大川前通十番町千八百六十五番地

田巻久太郎　新潟市寄居町六百九十三番地

長部淸治　長岡市吳服町四百六十七番地

◎大藏省告示第四百八十一號

敵産管理法施行令第四條第二項ノ規定ニ依リ敵産管理人ヲ左ノ通解任ス

昭和十八年十一月一日　大藏大臣　賀屋興宣

敵産	敵産管理人ノ住所及商號
一、「サンライフ・アッシュランス・コンパニー・オブ・カナダ」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ゼ・ニューヨーク・ライフ・インシュランス・コンパニー・オブ・カナダ」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ゼ・エクヰテブル・ライフ・インシュランス・ソサイテイ・オブ・ゼ・ユーナイテッド・ステーツ」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京都麴町區丸ノ内一丁目一番地ノ二　帝國生命保險株式會社
一、「ゼ・マニュファクチュラース・ライフ・インシュランス・コンパニー」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京都麴町區丸之内二丁目十六番地ノ二　明治生命保險株式會社
一、「ノルウヰッチ・ユニオン・フアイヤ・インシュランス・ソサイエテイ・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ノース・ブリテイッシュ・エンド・マーカンタイル・インシュランス・コンパニー・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ゼ・ヨークシャイヤ・インシュランス・コンパニー・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ゼ・コムマーシャル・ユニオン・アッシュランス・コムパニー・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ゼ・ネザランズ・インシュランス・コムパニー・エスタブリッシュド一八四五」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ユニオン・インシュランス・ソサイエチー・オブ・カントン・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ゼ・ロンドン・アッシュランス・コーポレーション」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ゼ・ロー・ユニオン・エンド・ロック・インシュランス・コンパニー・リミテッド」ノ本邦營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ゼ・パラタイン・インシュランス・コムパニー・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ユニオン・アッシュランス・ソサイエテイ・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ゼ・サウス・ブリテッシュ・インシュランス・コムパニー・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ゼ・ホーム・インシュランス・コンパニー」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京都麴町區丸ノ内一丁目六番地ノ一　東京海上火災保險株式會社
一、「カレドニアン・インシュランス・コンパニー」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	
一、「ゼ・ガーデイアン・アッシュランス・コムパニー・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「フヰニックス・アッシュランス・コンパニー・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ノーザン・アッシュランス・コムパニー・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ゼ・ロンドン・エンド・プロビンシャル・マリン・エンド・ゼネラル・インシュランス・コムパニー・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ゼ・ロンドン・エンド・ランカシャイヤ・インシュランス・コムパニー・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「サン・インシュランス・オフイス・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京都麴町區大手町一丁目六番地ノ六　東京火災海上保險株式會社（舊東京火災保險株式會社）
一、「アライアンス・アッシュランス・コンパニー・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ニュージーランド・インシュランス・コムパニー・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ゼ・カントン・インシュランス・オフイス・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ゼ・ボンコン・フアイア・インシュランス・コムパニー・リミテッド」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、「ローヤル・エキスチエンヂ・アッシュランス」ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京都麴町區丸ノ内二丁目十六番地ノ二　大正海上火災保險株式會社

◎大藏省告示第四百八十二號

造幣局官制第八條ノ規定ニ依リ昭和十八年十一月一日ヨリ造幣局札幌、秋田及熊本出張所ヲ廢止スルト共ニ福岡縣久留米市ニ造幣局出張所ヲ設置シ其ノ名稱及位置ヲ左ノ通定ム

昭和十八年十一月一日　大藏大臣　賀屋興宣

名稱	位置
造幣局久留米出張所	福岡縣久留米市篠山町二番地

◎文部省告示第七百八十七號

北海道帝國大學及北海道所在文部省直轄諸學校ノ執務時間ノ特例左ノ通定メ昭和十八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年十一月一日　文部大臣　子爵　岡部長景

十一月一日ヨリ三月三十一日迄
午前八時三十分ヨリ午後四時三十分迄

◎帝國學士院告示第一號

來ル十一月二十五日行フヘキ貴族院帝國學士院會員議員第一部補闕選擧ノ會場及投票ノ時間左記ノ通リ之ヲ定ム

昭和十八年十一月一日　帝國學士院長　長岡半太郎

一、選擧會場　帝國學士院會館
一、投票ノ時間　午後二時ヨリ午後四時迄

◎農林省告示第五百九十四號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ昭和十九年以降産ノ除蟲菊乾花ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年十一月一日　農林大臣　山崎達之輔

生産者庭先渡價格	單位	一等級	二等級	三等級	四等級
	正味一貫	圓 七・二〇	圓 七・〇〇	圓 六・八五	圓 六・五〇

一　本表ニ掲グル價格ハ道又ハ縣ノ檢査ニ合格セルモノノ價格ニシテ檢査ヲ施行セザル都府縣産ノモノノ價格ハ本表ニ掲グル三等級ノモノノ價格トス

二　等外品ノ價格ハ本表ニ掲グル三等級（道又ハ縣ニ於テ當該年産ニ付四等級ヲ附シタル場合ニ在リテハ四等級）ノモノノ價格ヨリ六十錢ヲ控除シタル額トス

三　本表ニ掲グル價格ハ正味賣ノ價格ニシテ麻袋入ノモノハ二十五錢、叺入又ハ俵入ノモノハ九錢、莚俵入ノモノハ六錢ヲ荷造包裝費トシテ夫々本表價格ニ加算シ得ルモノトス

◎商工省告示第千百五十七號

統制會社令第三十二條第一項ノ規定ニ依リ昭和十八年十月二十八日合併ニ因ル統制會社ヲ設立スベキ旨左ノ通命ジタリ

昭和十八年十一月一日　商工大臣　東條英機

一　設立ノ命令ヲ受ケタル者ノ名稱及住所

日本綿ス・フ織物配給株式會社　大阪市東區瓦町二丁目五番地瓦町三和ビル內

タオル中央配給統制株式會社　東京都日本橋區橫山町八番地須藤ビル內

日本絹人絹織物配給統制株式會社　東京都京橋區木挽町五丁目一番地ノ一四

毛織物中央配給統制株式會社　東京都日本橋區江戸橋二丁目二番地

毛布肩掛中央配給統制株式會社　東京都日本橋區人形町三丁目三番地

二　統制會社ノ目的　國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲織物（麻織物及紙織物ヲ除ク）配給業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ行フコト

三　統制會社ヲ設立スベキ期限　昭和十九年一月三十一日

◎商工省告示第千百五十八號

統制會社令第三十二條第一項ノ規定ニ依リ昭和十八年十月二十八日合併ニ因ル統制會社ヲ設立スベキ旨左ノ通命ジタリ

昭和十八年十一月一日　商工大臣　東條英機

第5042号　本文